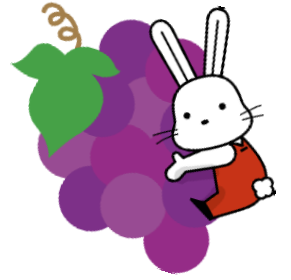


## 第 3 章

### 赤ちゃんが生まれたら…



#### 1. 出生届 【問合せ先】市民課 戸籍係/TEL:525-3733

赤ちゃんが生まれたら、14日以内に出生届を提出してください。

・提出するところ：市民課または各支所・出張所

#### ★ すこやか手帳 【問合せ先】保健所 保健予防課 感染症対策係/TEL:572-3152

「すこやか手帳」は乳幼児健康診査票や予防接種予診票の問診票がセットになった冊子です。福島市内で届出された方には窓口で「すこやか手帳」が交付されます。市外で届出をされた方は、市民課・各支所窓口で交付を受けてください。

#### ★ 福島市こんにちは赤ちゃん訪問連絡カード

【問合せ先】保健所 健康推進課 地域保健第二係/TEL:572-3120

出生届提出の際に、「福島市こんにちは赤ちゃん訪問連絡カード」の記入をお願いします。おおむね生後2か月から4か月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭を、市が委嘱した「こんにちは赤ちゃん応援隊」などが訪問します。

※出生届を市外で提出された方は、上記問合せ先にご連絡ください。

※赤ちゃんの生まれた時の体重が2,500g未満の場合、母子保健法第18条により、届出の義務があります。「福島市こんにちは赤ちゃん訪問連絡カード」の記入が、届出を兼ねています。

## 2. 母と子の健康支援

#### ★ 産後ケア事業 【問合せ先】こども家庭課 母子保健係/TEL:525-7671

育児に不安がある場合や、産後に十分な支援を受けられない場合に、体を休めたり、育児の相談ができます。

- ・種類…宿泊(ショートステイ)、通所(デイケア)、居宅訪問(アウトリーチ)
- ・内容…母親の体調回復、休養  
乳房のケア、授乳の相談  
お世話の仕方の相談  
お子さんの発育・発達の相談
- ・利用料…有料
- ・申し込み方法 ①利用希望の方は事前にご相談ください(妊娠中から相談可能)  
②利用希望日の3日前(土日・祝日を除く)までに、こども家庭課に申請書を提出してください。



★「子どもノート」の配付 【問合せ先】保健所 保健予防課 検診予防係/TEL：525-7680

福島市では、0歳～3歳までの子どもをもつ福島市国民健康保険に加入されている方を対象に、子育てを応援する「子どもノート」を配付しています。0歳から3歳の子どもの心や体の成長について、具体的な解説が掲載されており、育児の参考になる内容です。

赤ちゃんの保護者だけでなく、祖父母や地域の方にも配付しておりますので、上記担当まで問合せください。

★ 乳幼児健康診査 【問合せ先】こども家庭課 母子保健係/TEL：525-7671

豊かな人間性を育て、健やかな子どもの成長を支援することを目的として健康診査を行っています。  
・1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の日程等については、「市政だより」や、福島市のホームページで見ることができます。

健康診査名	実施場所	内 容
4か月児健康診査 10か月児健康診査	登録医療機関	問診、身体計測、内科診察、保健相談
1歳6か月児健康診査	福島市保健福祉センター	問診、身体計測、歯科診察、内科診察、歯科相談、栄養相談、保健相談
3歳児健康診査	福島市保健福祉センター	問診、身体計測、尿検査、歯科診察、内科診察、歯科相談、栄養相談、保健相談、視覚(屈折)検査

★ 定期予防接種 【問合せ先】保健所 保健予防課 感染症対策/TEL：572-3152

予防接種法に基づき実施します。



★ 任意予防接種

定期予防接種以外で、個別に接種するものです。

希望される方は、医療機関でご相談のうえ接種してください。(有料)

種 別	対象者	回 数	接種方法
インフルエンザ	生後6か月以上	13歳未満は、2～4週間の間隔で2回	医療機関で個別接種
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	生後12か月以上	2回接種が望ましい	医療機関で個別接種

★ かかりつけ医をもちましょう

健康や子育てに関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる、「かかりつけ医」をもちましょう。

◎かかりつけ医は小児専門医を選びましょう。

◎気になることがあったら、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

★ 小児専門医がいる医療機関 一覧

(令和3年4月現在)

* 医療機関名	4か月児健診	10か月児健診	所在地	電話番号
1 いがらしキッズクリニック	○	○	三河南町	563-7686
2 いずみよいこクリニック	○	○	泉	557-0415
3 いそめこどもクリニック	○	○	吉倉	545-2757
4 いちかわクリニック	○	○	南矢野目	554-2828
5 大原こどもクリニック	○	○	春日町	536-9598
6 大原総合病院	○	○	上町	526-0300(代)
7 岡こどもクリニック	○	○	南沢又	557-9920
8 おひさま子供クリニック	○	○	大森	544-1581
9 上松川診療所	○	○	北沢又	558-1111
10 こじま小児科医院	○	○	南沢又	558-2231
11 小関小児科医院	○	○	万世町	522-2908
12 須川診療所			野田町	531-6311
13 すえなが内科小児科医院	○	○	笹谷	558-1211
14 すやま小児科	○	○	御山町	534-3018
15 竹内こどもクリニック	○	○	北中央	533-4150
16 とみたキッズクリニック	○	○	黒岩	544-1777
17 とやのクリニック	○	○	鳥谷野	544-1122
18 福島赤十字病院		○	入江町	534-6101(代)
19 都小児科医院	○	○	東中央	535-2660
20 もり皮膚科小児科医院	○	○	大森	545-3268
21 わたり病院	○	○	渡利	521-2056(代)
22 福島県立医科大学附属病院			光が丘1	547-1111(代)

※※ 診療時間・予防接種の予約などは、各医療機関に直接お問合せください ※※

### 3. 出産・育児への経済的支援

#### ★ 出産育児一時金

【問合せ先】

- ・福島市国民健康保険の方…福島市役所 国保年金課 国保給付係/TEL：525-3773
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の方…全国健康保険協会 福島支部 業務グループ/TEL：523-3917
- ・それ以外の社会保険・共済組合等の方…勤務先又は健保組合・共済組合等にお問合せください。

出産される方(国民健康保険や健康保険などの被保険者またはその被扶養者)が、妊娠12週(85日)以後に分娩した場合、出産費用を医療機関等に支払った後、医療保険者に申請することにより1児の出産につき42万円(産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産の場合は40万4千円)が支給されます。

流産や死産の場合も、妊娠12週(妊娠85日)以後であれば対象となりますので、詳しくは、上記の医療保険者にお問合せください。

#### ★ 出産育児一時金直接支払制度・出産育児一時金受取代理制度

【問合せ先】

- ・福島市国民健康保険の方…福島市役所 国保年金課 国保給付係/TEL：525-3773
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の方…全国健康保険協会 福島支部 業務グループ/TEL：523-3917
- ・それ以外の社会保険・共済組合等の方…勤務先又は健保組合・共済組合等にお問合せください。

出産される方(国民健康保険や健康保険などの被保険者またはその被扶養者)が、まとまった出産費用を医療機関等に支払う経済的負担を軽減するため、「出産育児一時金直接支払制度」・「出産育児一時金受取代理制度」があります。

「出産育児一時金直接支払制度」は、出産育児一時金の支給申請と受け取りを出産される方に代わって医療機関等が行う制度です。

また、「出産育児一時金受取代理制度」は、出産される方が出産育児一時金の支給申請を行う際、出産育児一時金の受け取りを医療機関等に委任する制度です。詳しくは、上記医療保険者、または出産される医療機関等にお問合せください。



#### ★ 出産費用貸付金

【問合せ先】

- ・全国健康保険協会管掌健康保険の方…全国健康保険協会 福島支部 業務グループ/TEL：523-3917
- ・それ以外の社会保険・共済組合等の方…勤務先又は健保組合・共済組合等にお問合せください。

出産育児一時金支給見込みの被保険者が属する世帯に、出産育児一時金等の8割相当額の貸付け(無利子)を行っています。直接支払制度や受取代理制度を利用しない方が、貸付金を受けることができます。

#### ★ 出産手当金

【問合せ先】勤務先、加入の健康保険制度

- ・全国健康保険協会管掌健康保険の方…全国健康保険協会 福島支部業務グループ/TEL：523-3917
- ・それ以外の社会保険・共済組合等の方…勤務先または健保組合・共済組合等にお問合せください。

健康保険の被保険者が出産のために仕事を休み、勤務先から給与を受けられないときに支給される手当金です。退職した場合でも、一定の条件を満たせば受給できます。

#### ★ 産前産後休業期間中の健康保険・厚生年金保険料(共済組合掛金)免除制度

【問合せ先】勤務先、年金事務所、健康保険組合、共済組合

- ・厚生年金保険加入の方…勤務先または東北福島年金事務所/TEL：535-0141
- ・健康保険組合・共済組合加入の方…勤務先または健康保険組合・共済組合にお問合せください。

勤務先(事業主)からの届出により、産前産後休業期間(産前42日・多胎妊娠の場合は98日、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)について、健康保険・厚生年金保険料(共済組合加入の方は共済掛金)が免除される制度です。

## ★ 国民年金保険料の産前産後期間免除制度

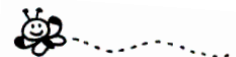
【問合せ先】・国保年金課 国民年金係/TEL：525-3738 ・東北福島年金事務所/TEL：535-0141

国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間(産前産後期間)の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月1日から始まりました。

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。

流産や死産の場合も、妊娠85日以上であれば対象となります。

対象者：国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方



## ★ 育児休業給付金 【問合せ先】ハローワーク福島 TEL：534-4121 (21#)

雇用保険の被保険者の方が育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合、雇用保険から休業開始時賃金の50%相当額(支給日数が、育児休業を開始してから通算して180日に達するまでの間は、67%相当額)の育児休業給付が支給される制度があります。男女は問いません。

## ★ 育児休業等期間中の健康保険・厚生年金保険料(共済組合掛金)免除制度

【問合せ先】勤務先、年金事務所、健康保険組合、共済組合

・健康保険および厚生年金保険加入の方…東北福島年金事務所/TEL：535-0141

・共済組合加入の方…勤務先または共済組合にお問合せください。

勤務先(事業主)からの届出により、育児・介護休業法に基づく3歳未満の子を養育するための育児休業等期間について、健康保険・厚生年金保険料(共済組合加入の方は共済掛金)が免除される制度です。



## ★ 標準報酬月額の年金額計算への特例

【問合せ先】勤務先、年金事務所、共済組合

・厚生年金保険加入の方…勤務先または東北福島年金事務所/TEL：535-0141

・共済組合加入の方…勤務先または共済組合にお問合せください。

勤務先(事業主)を通して(すでに退職している人は直接)の届出により、3歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額が、子を養育することとなった日の前月の標準報酬月額を下回る場合に、実際の標準報酬月額ではなく、従前の標準報酬月額に基づいて将来の年金額が計算されます。

## ★ 児童手当 【問合せ先】こども政策課 子育て支援係/TEL：525-3767

国県市と事業主が費用を負担し、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給しています。

・対象…中学校修了前の児童を養育している方

・所得要件…所得制限があり、父または母の所得が高い方での判定となります。

・支給月額…3歳未満：15,000円

3歳以上小学校修了前の第1・2子：10,000円

〃 第3子以降：15,000円

中学生：10,000円

所得制限額以上の方：児童1人につき5,000円

・申請手続…こども政策課 子育て支援係 及び各支所・出張所(西口行政サービスコーナーは除く)



※児童手当の認定は、申請月の翌月からになります。

※養育している方が公務員の場合は、勤務先での申請となります。

※児童養護施設等入所または里親委託中の児童は、施設設置者または里親での申請になります。

○申請の手続は、次のものをお持ちください。

	請求者の健康保険証	請求者名義の金融機関の預金通帳	マイナンバーカード・マイナンバーの通知カード
初めて手当を受ける場合・他市から転入した場合	○	○	○
既に手当を受けていて、児童の数に変更がある場合	/	/	/

ただし、個別の状況により、上記以外のものが添付書類として必要になる場合があります。

★ **子ども医療費助成** 【問合せ先】地域福祉課 医療助成係/TEL：525-3747

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、医療費を助成しています。これは、18歳まで(誕生日がきて最初の3月31日を迎えるまで)のお子さんが病気やケガで医師の治療を受けたとき、保険診療による負担金並びに入院時食事療養費定額負担金を助成する制度です。ただし、健康保険から給付される高額療養費及び附加給付がある場合には差し引き助成となります。

- ・対 象…福島市内に住所があり、健康保険に加入している0歳～18歳まで(誕生日がきて最初の3月31日を迎えるまで)の子ども。ただし、生活保護法の適用を受けている方は、除かれます。
- ・申請手続…地域福祉課 医療助成係 及び 各支所、出張所(西口行政サービスコーナーは除く)

○登録の手続は、次のものをお持ちください。

- ① 登録申請書  
地域福祉課 または 各支所・出張所(西口行政サービスコーナーは除く)の窓口にあります。また、福島市のホームページからもダウンロードすることができます。
- ② 健康保険証(助成を受けるお子さんの名前が記載されたもの)
- ③ 受給者名義の金融機関の預金通帳  
(ゆうちょ銀行口座に振り込みを希望される場合は、振込用口座が印字された通帳が必要になります)
- ④ 印鑑(認印)

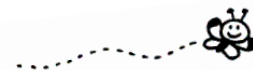
【他の市町村から転入の場合】 ※本年(又は昨年)の1月1日に福島市に住民登録がなかった方のみ

- ⑤ 「地方税関係情報取得に関する同意書(医療助成関係)」  
地域福祉課または各支所・出張所(西口行政サービスコーナーは除く)の窓口にあります。また、福島市のホームページからもダウンロードすることができます。
- ⑥ マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード)
- ⑦ 本人確認書類(運転免許証など)

★ **養育医療** 【問合せ先】地域福祉課 医療助成係/TEL：525-3747

母子保健法に基づき、出生時の体重が2,000g以下等で、医師が養育のために入院が必要と認めた未熟児(1歳未満)に対し、養育に必要な医療の給付を行うものです。

- ・対 象…保護者が福島市に住所を有し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児
- ・申請先…地域福祉課 医療助成係



★ **新生児聴覚検査** 【問合せ先】こども家庭課 母子保健係/TEL：525-7671

新生児聴覚検査の費用を助成しています。  
妊産婦健康診査受診票と同じ冊子の「新生児聴覚検査受検票」にて、検査の種類や助成金額をご確認ください。



★ **小児慢性特定疾病医療費助成** 【問合せ先】 こども家庭課 母子保健係/TEL：525-7671

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病に該当する18歳未満の児童(18歳前に申請があった方については20歳の誕生日前日まで)に対し、医療費の支援を行うものです。そのほか、小児慢性特定疾病に関する相談、日常生活用具給付を行います。

★ **ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出し**

【問合せ先】 福島地区交通安全協会/TEL：524-1365

福島北地区交通安全協会(飯坂地区、笹谷地区、北信地区の一部)/TEL：553-0911

市内に住所がある方で、交通安全協会に加入されている会員の方に無料で貸し出しをするものです。貸し出し先は、交通安全協会に加入されている会員の方の住居地で異なります。詳しくは上記に問合せください。



## 4. 就職支援

★ **マザーズコーナー**

ハローワーク福島には、子育てをしながら早期の就職を希望している方に対して、子ども連れで、お仕事探しや相談ができるマザーズコーナーがあります。予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援をします。

- ・ 開設場所…ハローワーク福島1階  
TEL：534-4121(41#)/所在地：狐塚 17-40
- ・ 利用時間…8:30～17:15(土・日・祝日、年末年始を除く)  
予約可能時間 10:00～16:00(利用希望前日から予約可能です)



★ **職業相談窓口**

福島市役所内に、ハローワークコーナーを設置し、働きたいけど仕事がなかなかみつからない、増収のための転職を考えているなど、求職者のニーズに応じた、きめ細やかな就職活動のサポートを行っています。

担当者制による職業相談・紹介・あっせんを行っておりますので、お気軽にご利用ください。

- ・ 対象者…児童扶養手当を受給している方や失業など様々な理由により生活に困窮する方
- ・ 開設場所…生活福祉課内  
TEL：531-4560(直通)/所在地：五老内町 3-1
- ・ 利用時間…月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

